

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今月は、暴力団との関係遮断等について解説します。

- ◎ 備えていますか？当県民会議、警察、弁護士が講師となり不当要求防止責任者講習をおこなっています。  
今年度の不当要求防止責任者講習は、残すところ2回で「12月7日(木)、12月14日(木)」の開催です。来年度は、5月頃から12月までの開催となります。不当要求に対抗するには、初期対応が重要です。慌てふためいて間違った対応とならないように不当要求防止責任者講習を受講し、いつでも対応できるように準備しませんか。

## 法令編(立花書房教本の一部抜粋)

### ◎ 暴力団との関係遮断

#### 1 危機管理体制の構築

- (1) 社内における危機管理体制の構築
- (2) 不当要求防止責任者講習の受講
- (3) 反社会的勢力の情報を集約したデータベースの活用

#### 2 暴力団関係者かどうかの確認

- (1) 「表明・確約書」の活用

- (2) インターネットでの調査・データベースの活用

#### (3) 関係機関への相談

- 警察本部の暴力団対策主管課(組織犯罪対策課)
- 事業所を管轄する警察署(暴力団対策係)
- 暴力団壊滅秋田県民会議(秋田県暴力追放運動推進センター)

#### 3 契約書面に暴力団排除条項を定める

契約書面には

- (1) 契約の相手方が暴力団関係者と判明した場合、無催告で契約を解除できる
- (2) 契約の相手方等が関連契約の解除等を拒否した場合、無催告で契約解除ができる

- (3) 下請負人や孫請負人等が、暴力団関係者と判明した場合、関連契約解除等を求めることができる

### ◇ 反社会的勢力排除の法規制等 ～ 一口講座

暴力団対策法の制定・改正によって、学校等周辺の暴力団事務所の開設・運営を禁止するなど暴力団等反社会的勢力に対する禁止行為が規定されているほか、県民や企業が暴力団に利益供与することを禁止する規定が設けられ、それらに対する違反行為については、違反者に対する警告・公表・罰則等の制裁規定も設けられるなど総合的な規制となっています。

対策法は、暴力団の活動の規制の強化・責任の強化がなされたほか、平成19年政府指針の公表やその後の企業による反社会的勢力との関係遮断およびそのための制度の構築がなされ、47都道府県における暴力団排除条例の施行を経て、暴力団のみならず、一般企業や市民も規制の対象として、暴力団および反社会的勢力排除の強化が図られています。